

# 国立大学法人小樽商科大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人小樽商科大学役員報酬規程において、期末特別手当の額については、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を参考にし、個々の役員の業績及び勤務実績に応じて、その額の100分の10の範囲内でこれを増額又は減額することができることとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表適用者に準じて、基本給月額を6.7%引き下げた。

理事

法人の長の改定内容と同じ

理事(非常勤)

人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給与に関する法律に定める非常勤の委員等に支給される手当額の改定に準じて、非常勤役員手当の日額を2,000円引き下げた。

監事

適用者なし

監事(非常勤)

理事(非常勤)の改定内容と同じ

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	千円 17,067	千円 11,928	千円 4,795	千円 119 (調整手当) 107 (通勤手当) 118 (寒冷地手当)		
理事 (2人)	千円 26,856	千円 18,816	千円 7,565	千円 188 (調整手当) 24 (通勤手当) 263 (寒冷地手当)		
理事 (非常勤) (1人)	千円 476	千円 476	千円 0	千円 0 ( )		
監事 (0人)	千円	千円	千円	千円 ( )		
監事 (非常勤) (2人)	千円 644	千円 644	千円 0	千円 0 ( )		

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

人員の適正な配置と業務の効率化・合理化を図り、運営費交付金を勘案し、適正な人件費の管理に努める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合したものとするために、人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与に準じて決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務評定の結果等を踏まえ、勤務の実態に則した職員の勤務成績を考慮している。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給月額 (昇給)	5段階(A～E)の昇給区分を設け、年1回(1月1日)、前1年間における勤務成績に応じて昇給区分を決定し、当該昇給区分に基づき、上位の号俸に昇給させることができる。
基本給月額 (昇格・降格)	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ、本学が定める昇格基準に達している場合には、上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の職務の級に決定することができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される成績区分の支給割合(成績率)に基づき支給する。

#### ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告に準拠して、平成18年4月1日から以下のとおり改正した。

##### ① 基本給表の改定

- 基本給表の水準を全体として平均4.8%引き下げた。
- 一般職員基本給表の1級・2級(係員級)と4級・5級(係長級)をそれぞれ1つの級として統合した。
- 勤務実績をきめ細かく反映できるよう、従来の1号俸を4分割した。
- 職員の基本給月額を新基本給表に切替えた。

##### ② 昇給制度の改正

- 特別昇給と普通昇給を統合し、職員の勤務成績が適切に反映されるよう、5段階(A～E)の昇給区分を設けた。
- 年4回の昇給時期を年1回(1月1日)に統一した。
- 最高号俸を超える基本給月額に決定し得る枠外昇給制度を廃止した。
- 55歳昇給停止措置を廃止し、55歳以上の昇給については昇給号俸数を通常の半分程度に抑制した。

##### ③ 従前の調整手当に替えて、地域手当を新設した。

##### ④ 基本給調整額を600円～1,000円引き下げた。(新基本給表の各職務の級の概ね中位の号俸に相当する基本給月額の3%に相当する額に改めた。)

## 2 職員給与の支給状況

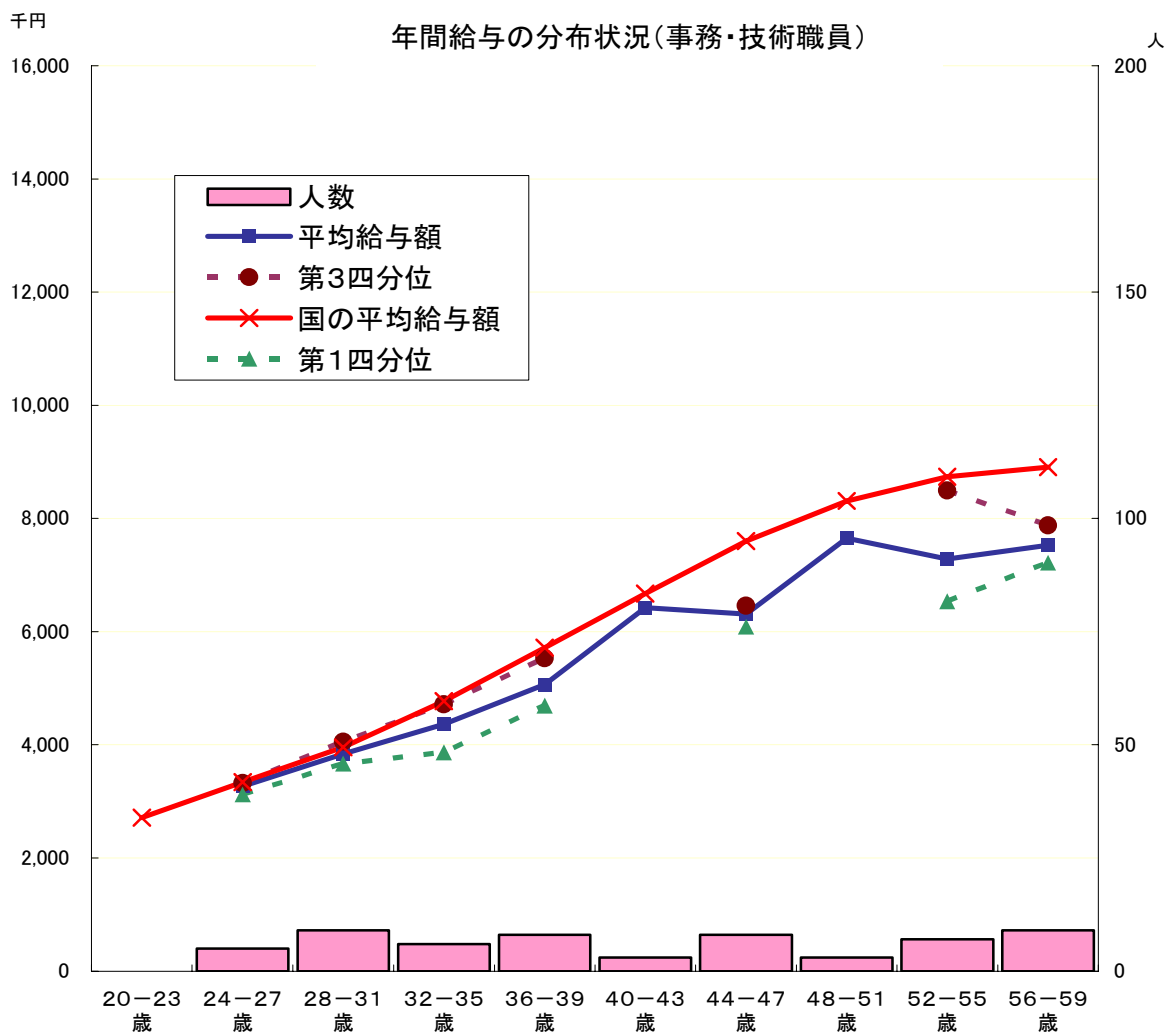
### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 182	歳 45.5	千円 7,822	千円 5,654	千円 127	千円 2,168
事務・技術	人 58	歳 42.4	千円 5,776	千円 4,242	千円 102	千円 1,534
教育職種 (大学教員)	人 123	歳 47.0	千円 8,813	千円 6,337	千円 139	千円 2,476
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 3	歳 49.2	千円 4,472	千円 3,331	千円 262	千円 1,141
事務・技術	人 3	歳 49.2	千円 4,472	千円 3,331	千円 262	千円 1,141
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員のその他医療職種(看護師)及び再任用職員の教育職種(大学教員)については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))  
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



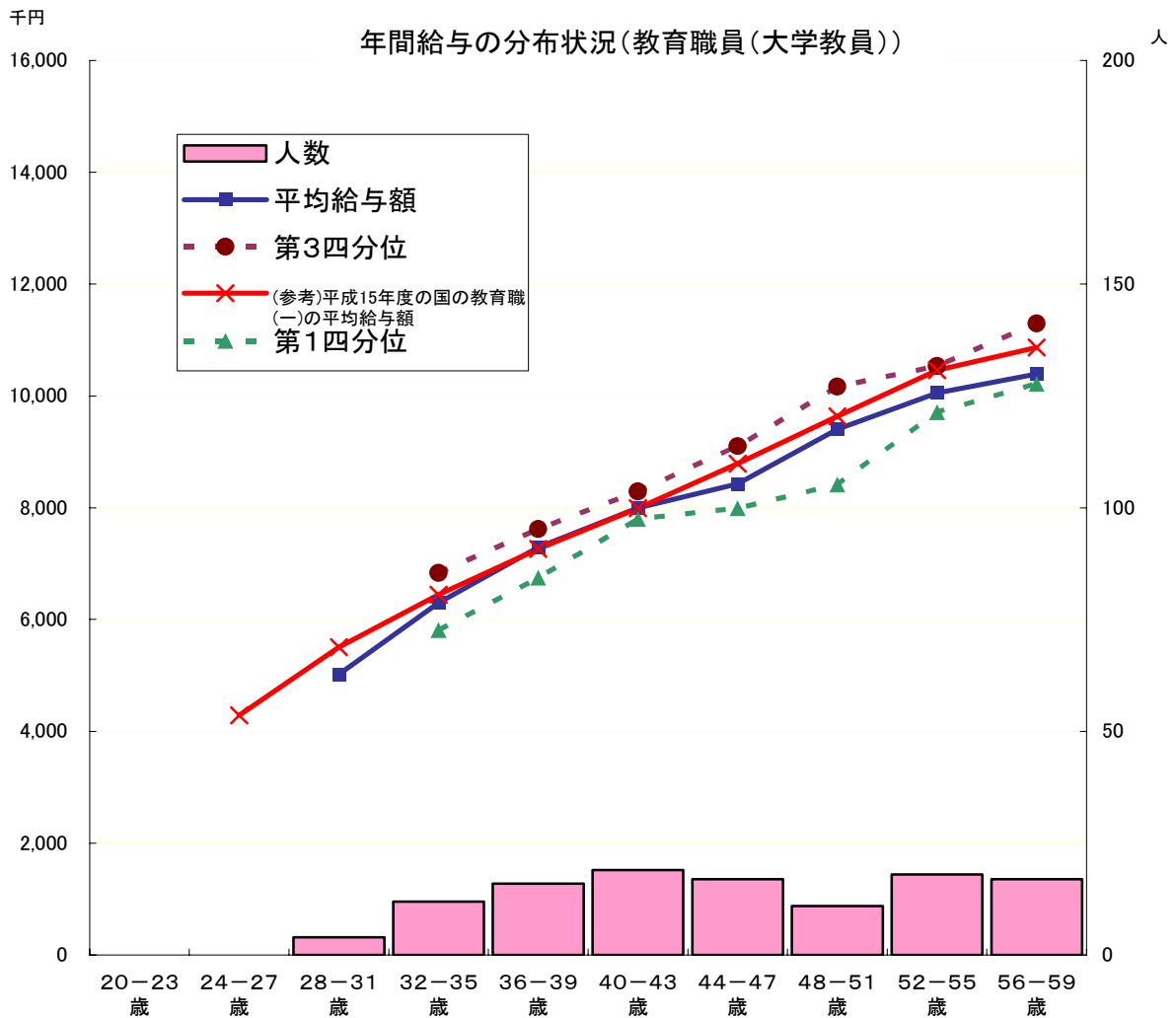
注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 年齢40～43歳, 48～51歳については、該当者が4名以下のため、第1四分位, 第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
課長	7	53.6	7,874	8,401	8,799
課長補佐	5	57.1	6,818	6,957	7,216
係長	24	46.3	5,547	6,184	6,692
主任	7	35.4	4,252	4,653	5,056
係員	15	29.2	3,325	3,637	3,999

注: 「課長」には、課長相当職である「室長」及び「事務長」を含む。



注:年齢28～31歳については、該当者が4名以下のため、第1四分位、第3四分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	64	53.6	9,221	10,034	10,561
准教授	50	39.6	6,837	7,426	8,162
助教	5	36.1	4,602	5,747	6,588
助手	3	49.5	—	6,724	—
教務職員	1	—	—	—	—

注1:助手については、該当者が4名以下のため、第1分位、第3分位については記載していない。

注2:教務職員については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長
人員(割合)	58	6 (10.3%)	12 (20.7%)	24 (41.4%)	8 (13.8%)	4 (6.9%)
年齢(最高～最低)		28～26	36～29	54～34	59～51	57～42
所定内給与年額(最高～最低)		2,686～ 2,281	3,436～ 2,607	4,917～ 3,224	5,398～ 4,531	6,631～ 5,098
年間給与額(最高～最低)		3,532～ 3,118	4,615～ 3,540	6,727～ 4,468	7,461～ 6,386	8,777～ 7,136

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長
人員(割合)		4 (6.9%)	該当者なし ( )%	該当者なし ( )%	該当者なし ( )%	該当者なし ( )%
年齢(最高～最低)		59～49	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		6,537～ 6,174	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		8,841～ 8,484	～	～	～	～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員(割合)	123	1 (0.8%)	8 (6.5%)	3 (2.4%)	47 (38.2%)	64 (52.0%)
年齢(最高～最低)		～	59～28	32～29	52～33	62～40
所定内給与年額(最高～最低)		～	5,155～ 3,276	4,187～ 3,783	6,252～ 4,170	8,805～ 5,553
年間給与額(最高～最低)		～	7,115～ 4,452	5,720～ 5,304	8,712～ 5,810	12,368～ 7,814

注:教育職員(大学教員)の1級については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	66.5%	69.1%	67.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.5%	30.9%	32.1%
	最高～最低	35.8～32.1%	33.3～29.7%	33.5～31.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.8%	68.8%	67.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.2%	31.2%	32.6%
	最高～最低	40.4～31.2%	36.3～28.7%	35.6～30.5%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	66.2%	69.5%	67.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.8%	30.5%	32.1%
	最高～最低	35.9～32.3%	32.9～29.4%	34.4～30.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.9%	69.1%	67.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.1%	30.9%	32.4%
	最高～最低	40.4～32.4%	37.3～29.5%	35.6～30.9%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

88.1
------

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

100.5
-------

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

96.7
------

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))との比較指標

97.3
------



### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,622,989	1,658,127	△35,138 (△2.1)	2,671 (0.2)
退職手当支給額 (B)	27,003	45,371	△18,368 (△40.5)	△165,474 (△86.0)
非常勤役職員等給与 (C)	101,709	119,165	△17,456 (△14.6)	△245 (△0.2)
福利厚生費 (D)	213,026	213,949	△923 (△0.4)	7,209 (3.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	1,964,727	2,036,612	△71,885 (△3.5)	△155,839 (△7.3)

#### 総人件費について参考となる事項

- ①「給与、報酬等支給総額」の対前年度比が2.1%減となった主な要因
- ・事務職員を1名削減したこと
  - ・地域手当の支給割合を2%から1%に引き下げたこと
  - ・寒冷地手当の経過措置適用により支給額を引き下げたこと
  - ・役員の基本給月額を現給保障を適用せずに、一律6.7%引き下げたこと
- ②「最広義人件費」の対前年度比が3.5%減となった主な要因
- ・上記①に記載した主な要因により、給与、報酬等支給総額が減少したこと
  - ・退職手当支給額が減少したこと
  - ・外国人教師制度を廃止し、外国人教師を2名削減したこと  
(うち1名は、常勤教員として採用)
- ③人件費削減の取組状況
- 1) 中期目標に示した人件費削減の取組に関する事項  
「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
  - 2) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針  
総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
  - 3) 具体的な方策等  
教員については、「学内教員定員管理の基本的枠組み」による定員管理上の教員数を設定したうえで、一定数のポストについての採用を保留する採用保留ルールを導入して、人件費の削減に努めており、事務系職員についても、職員の退職状況等を踏まえ、人員の削減に努めている。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成18年4月から全基本給表の基本給月額を平均4.8%引き下げた。
  - 4) 人件費削減の取組の進捗状況
    - ・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」・・・1,658,127千円－A
    - ・当年度(平成18年度)の「給与、報酬等支給総額」・・・1,622,989千円－B
    - ・当年度(平成18年度)までの人件費削減率  
 $(B - A) \div A \times 100 = \Delta 2.1\%$
- ④その他参考となる事項
- ・当年度(平成18年度)の「給与、報酬等支給総額」・・・1,622,989千円－a
  - ・平成17年度の「人件費予算相当額」・・・1,756,272千円－b
  - ・人件費の削減率(対人件費予算相当額)  
 $(a - b) \div b \times 100 = \Delta 7.6\%$

#### IV 法人が必要と認める事項

特になし